

高知市建築・建築設備工事等における入札時積算数量書活用方式試行要領

1 目的

入札時積算数量書活用方式は、建築・建築設備工事等の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができるものとする方式である。

2 用語の定義

- (1) この要領において「建築・建築設備工事等」とは、都市建設部公共建築課が公共建築工事積算基準（平成 15 年 3 月 31 日付け国営計第 196 号）に基づき設計書を作成したものをいう。
- (2) この要領において「数量基準」とは、公共建築工事積算基準第 5（3）に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。
- (3) この要領において「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量をいう。
- (4) この要領において「入札時積算数量書」とは、発注者が入札時において積算数量として、公共建築工事積算基準第 4 に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む。）をいう。
- (5) この要領において「工事費内訳書」とは、「高知市建設工事等競争入札心得」又は「高知市建設工事等競争入札心得(電子入札用)」に基づき、初度(1 回目)の入札において入札参加者から提出される工事費内訳書をいう。
- (6) この要領において「請負代金内訳書」とは、契約後 5 日以内に受注者から提出される種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に対応する金額を表示した請負代金内訳書をいう。

3 対象工事

原則として、高知市が発注する一般競争入札に付する建築・建築設備工事等のうち次に掲げる発注工事に適用する。

- (1) 請負対象金額 5,000 万円以上の建築一式工事
- (2) 請負対象金額 2,000 万円以上の電気工事及び管工事
- (3) 前各号に掲げる他、請負対象金額 2,000 万円以上の建築・建築設備工事等

4 対象工事である旨の明示等

- (1) 本方式の対象工事である旨の明示は、入札公告への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。
- (2) (1) の記載は、別記 1 の記載例によるものとする。
- (3) 本方式を適用する工事においては、契約締結後において、入札時に発注者が示した積算数量に疑義が生じたときは、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができることを合意する。このため、工事請負契約書（以下「契約書」という。）に別記 2 に掲げる事項を記載するものとする。

なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、契約書第 25 条に定めるところによるものとする。

5 入札時積算数量書活用方式の実施手続

(1) 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、入札公告等の添付資料として、交付し公開するものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

(2) 入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。

この場合における質問及び回答は、入札公告等に対する質問として行うものとする。

なお、受注者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求めることができることに留意するものとする。

(3) 請負代金内訳書の提出

受注者は契約後、請負代金内訳書の提出をしなければならない。また、入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した場合、請負代金内訳書の内容は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応する金額を表示するものとする。

(4) 請負代金内訳書の取扱い

提出された請負代金内訳書は、厳重に管理し、(5) ②に規定する場合に該当するかどうかを確認する際に用いるものとする。

(5) 積算数量に関する協議

① 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

② 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る

積算数量と、これに対応する請負代金内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

- ③ 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除くものとする。
- ④ ③の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

6 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算について

- （１）入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算は、公共建築工事積算基準第８「（設計変更における工事費）」の規定に準じるものとする。
- （２）入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算における共通費の算定は、公共建築工事共通費積算基準（平成１５年３月３１日付け国営計第１９６号）２（７）、３（７）及び４（４）の規定に準じるものとする。
- （３）入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる単価及び価格は、公共建築工事標準単価積算基準（平成１９年２月１５日付け国営計第１４５号）第１編５「（設計変更時の取り扱い）」の規定に準じるものとする。
- （４）入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる数量は、入札時積算数量書の訂正の対象となった積算数量及び当該積算数量に関連する項目の、訂正後の積算数量における訂正分の数量とする。

附則

この要領は、令和４年４月１日から適用する。

(別記 1) 入札公告における記載例

1 入札時積算数量書活用方式の適用

- (1) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- (2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- (3) 受注者からの請求による(1)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する請負代金内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- (4) (1)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- (5) (1)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

2 請負代金内訳書の提出

- (1) 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示した請負代金内訳書を、契約後5日以内に、発注者に提出しなければならない。（商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）
- (2) 請負代金内訳書は、1(3)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(別記2) 契約書における記載例

(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

- 第18条の2 受注者は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である場合、入札時に発注者が示した入札時積算数量書(一式とされた細目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。))を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。)に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。
- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が契約後に提出した請負代金内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
 - 3 監督職員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
 - 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
 - 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における第25条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。